

令和8年度 渋谷区カムバック採用選考案内

令和8年4月1日
渋谷区

カムバック採用とは、公務を担う能力のある人材を積極的に確保するため、区の退職者を再び採用することができる制度です。

転職や育児・介護等で退職した有為な人材を厳選して再採用し、区在職時や離職中の経験から得た知見を区政に活かし活躍していただくことを目指し、選考を実施するものです。

1 採用職種、職層、採用予定数等

(1) 職種

事務（一般事務・ICT）、福祉（保育士・福祉）、建築、土木造園（土木技術・造園技術）、機械、電気、衛生監視（保健衛生・食品衛生）、保健師、看護師、清掃（清掃作業）

※欠員状況により、選考が行われないことがありますので、応募前にお問い合わせください。

(2) 職層

係員・主任・係長・課長補佐・課長・部長
技能1級職・技能主任・技能長・統括技能長

※欠員状況により、選考が行われないことがありますので、応募前にお問い合わせください。

(3) 採用予定人数

若干名

(4) 主な配属予定先

区長部局、各行政委員会

(5) 主な職務内容

職種等に応じた職務

2 受験資格

次の要件を全て満たす人が受験できます。

- ① 平成30年4月1日以降に渋谷区を離職した者
- ② かつて渋谷区の職員として1年以上在職していた者※1※2

- ③ 採用される職種と離職時の職種が同一である者
- ④ 採用される職務の級が離職時の職務の級と同等以下である者
- ⑤ 選考受験日の属する年度の末日において以下の年齢未満の者

課長職及び部長職の選考を行う場合、60歳未満の者（選考の有無は要問い合わせ）

選考年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度以降
年齢要件の上限	62歳未満	63歳未満		64歳未満		65歳未満

- ⑥ 採用される職が資格又は免許を必要とする場合は、該当する資格又は免許を有する者
- ⑦ 日本国籍を有していること
福祉（保育士）・福祉（福祉）・保健師・看護師・清掃（清掃作業）の選考を行う場合は除く。
- ⑧ 地方公務員法で選考を受けることができないとされている者（3頁参照）に該当しないこと
- ⑨ 地方公務員法で選考を受けることができないとされている者（3頁参照）に該当しないこと

※1 以下の期間は除算されます。

- ・特別職、会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付職員であった期間
- ・停職期間
- ・人事交流者については、他の特別区や一部事務組合における職員期間

※2 国等に退職派遣され、その後特別区に再採用された場合、派遣先の在職期間は通算されます。

3 採用時期

随時 ただし各月1日とします。

4 選考方法

(1) 選考方法

第一次選考

選考方法	書類選考（区職員であった時の勤務成績を含みます。）
合格発表	合否にかかわらず、順次受験者全員に通知します。

第二次選考

選考方法	面接選考（対面形式）
実施日	書類選考通過者にのみ、順次お知らせします。
合格発表	合否にかかわらず、順次受験者全員に通知します。

応募から採用まで5か月程度を見込んでください。

上記は参考の日程となります。実際の期間は前後する場合がございますのでご了承

承ください。

また2月・3月においては、翌年度の選考を案内することがあります。

6 応募方法

以下の渋谷区ホームページ上の応募フォームから申し込んでください。

(応募フォームリンク先)

※欠員状況により、選考が行われないことがありますので、応募前にお問い合わせください。

6 勤務条件等

(1) 給与

給料月額は、かつて渋谷区職員であった際の職務の級及び号給を基本に、退職後の経歴等を考慮して決定します。

60歳を超える職員については、給料月額が給料表の級・号給の7割の額となります。

また、上記のほか地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などの手当制度があります。

(2) 昇任

昇任選考・昇任能力実証の在職期間の計算に当たっては、原則として、かつて渋谷区職員であった際の職層及び在職期間を全期間通算します(停職期間等は加算されません。)

ただし、採用初年度及び条件付採用期間は昇任選考・昇任能力実証を受験することはできません。

また、日本国籍を有しない職員は、管理職選考を受験できません。

(3) その他

敷地内禁煙となります。

7 性犯罪前科の確認

- ① 保育士・看護師として従事する場合、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(以下子ども性暴力防止法という。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となる予定です。このため、採用選考過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

該当する場合は採用後の配置について制限がかかります。また虚偽の申告をした場合、内定の取消事由となります。

また、保育士の採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律に基づき、特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

- ② 上記以外の職として従事する場合、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う場合があります。採用選考過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。その場合、該当する場合は採用後の配置について制限がかかるほか、虚偽の申告をした場合、内定の取消事由となります。

問合せ先

渋谷区役所 総務部人事課人事係

TEL 03-3463-1379 (直通)

メール shibuya-saiyo@shibuya.tokyo

【参考】 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。